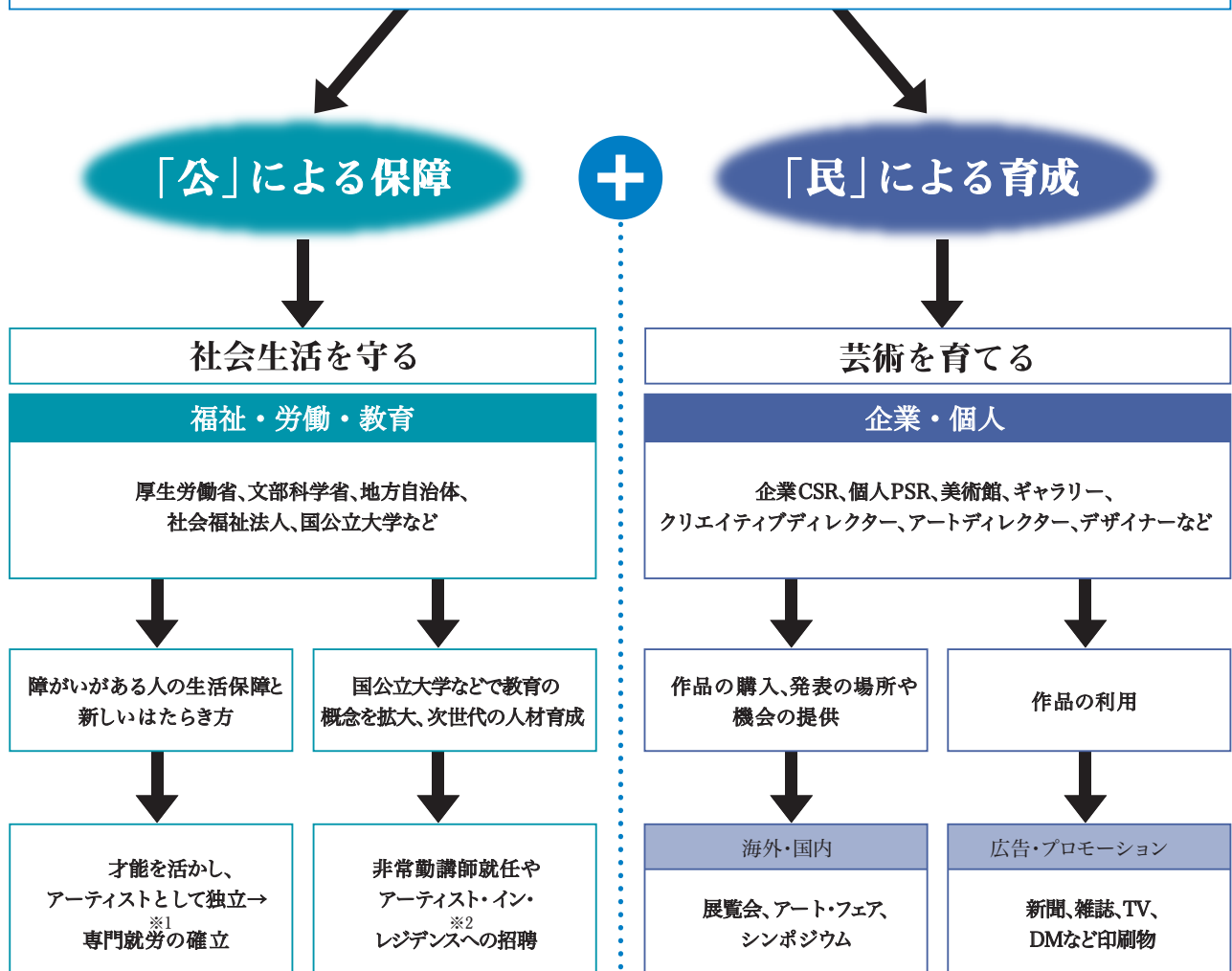


# ダブル・アシスト

## ダブル・アシストによる「アート・パトロネージ」の仕組みづくり

障がいのある人は、自ら望んで障がいを負ったわけではありません。そのため障がいによって働きにくかったり、生きづらくあってはいけません。憲法25条に基づく最低限の生活は「公」が責務として保障すべきであり、彼らの芸術性を継続的に育成するためには、企業や個人という「民間」の力が必要です。このような「公による保障」と「民による育成」を「ダブル・アシスト」と定義し、これによりアーティストを支援する仕組み「アート・パトロネージ」が必要であると考えています。

「公」は、基礎的な保障や法整備など、障がいのある人の多様な社会生活を守る役割を、「民」には、展覧会・シンポジウム等の機会を提供したり、広告・プロモーションに作品を採用するなど、アーティストを育てるアート・パトロン役割を担っていただきたいのです。



※1 専門就労とは、一定の雇用関係によらず時間に束縛されなくて、特別な技能・技術・知識に基づき独立して営む職業と定義する。例えば画家・音楽家・舞踏家など。

※2 アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外からアーティストを招き、一定期間、住居や制作スペースを提供し、滞在中の作品制作等を支援する活動のこと。